

三重県環境影響評価委員会小委員会
－アクア×イグニス多気（仮称）造成事業に係る環境影響評価準備書－
調査審議概要

平成29年7月21日（金）13時30分～
多気町民文化会館 第4講座室

委員A：まずは水質の第8章あたり、水質（地下水の水質を除く）について、お聞きしたいのですが、P459 予測結果のところ、佐奈川水質地点 W-1、W-2 で、予測される結果が BOD から全リンにあたるまで、現況よりもかなり値として増加するという予測の結果が出ているということでしたが、こちらは施設の供用ですので、上がる原因はやはり、主に生活排水が原因と考えられるのでしょうか。

事業者：ご指摘のとおり、施設で利用した温浴施設やその他、生活雑排水等を処理した後の排水となります。

委員A：つまり、これは施設内で出る排水というのは、合併処理浄化槽で処理した後に排水するということでしたね。

事業者：はい。合併処理というよりは、もう少し規模が大きい排水処理施設となります。処理した水が放流されるということです。

委員A：処理後でもこれだけ上がるということですか。

事業者：はい。

委員A：これだけ上がるという事は、メンテナンスが非常に重要になってくると思いますが、そのあたりの事については、どうお考えですか。年に何回か点検して、浄化の能力を元に戻すとか具体的に。

事業者：運用面につきましては、常にですね。法令上で点検の義務付けがありますので、それに基づいて毎日行う事になります。それとは別に事後のモニタリング等行って、実際に川でどう流れていくのかなど、モニタリングで調査して把握するという事を事後調査の方で確認していくことを考えております。

委員A：わかりました。それから、事後調査の計画、水質についてですが、P945 の施設供用後には年4回3年間続けるという計画になっていると思いますが、これの総水銀やヒ素も調査対象に含まれるわけですね。

事業者：はい。そうです。

委員A：現在のところ、検出される可能性は非常に低いという話だったと思いますが、あまり関係ないかもしれませんが、先ほどの景観のところ、佐奈水銀鉱山跡というのが入るんですね。工事区域内に。

事業者：入ります。包蔵地としては、範囲として事業実施区域に入りますが、鉱山跡が実

施区域に入るわけではありません。

委員 A：そこからの流出とかも可能性は少ない。

事業者：ただ、やはりそれ以外にもまだわかっていない場所がどこかにあるかもしれないので、事後調査においてこういうことを把握しておくという事で確認させていただきたいと思います。

委員 A：わかりました。それで、3年間という間に検出されなければ、それはそれでよろしいかと思いますが、万が一、環境基準を超えてしまった場合には、3年間に出してしまった場合には、その後の対応ということになる、そのようなことでよいのでしょうか。

事業者：まず、最初に原因を確認しなければいけないと思いますが、その辺につきましては、その状況を踏まえて、日々、対策をその場で、その時に、となるとと思いますが、対策はその都度、考えさせて頂きたいと思います。

委員 A：今回、電力の発電でバイオマスプラントを導入するという事ですが、そのバイオマス発電を使った電力が 400kwh の見積もりになっていると思いますが、これは施設内で使う電力の何%程度賄える施設でしょうか。

事業者：また確認して回答させていただきたいと思います。

委員 A：何が聞きたかったかというところ、大気質のところ、P314 の予測で、バイオマスプラントだけじゃなくて、LPG ボイラを作られるとおっしゃられていましたが、予測の結果で二酸化窒素等々は環境基準以下に抑えられるという話でしたが、現状の大気の濃度よりも上がるという予測になるのでしょうか。現状の濃度がどこにあるのかわかりませんでしたので。

事業者：P298 の表のバックグラウンド濃度が現状のものになります。

委員 A：一桁高くなる。0.004 に対して。

事業者：寄与濃度としては、0.00021 やもっと低い値です。

委員 A：ほとんど寄与しないという事ですか。

事業者：そうですね。付加はされるのですが、寄与としては非常に小さいです。

委員 A：わかりました。

委員 B：大きく分けて 2 点ばかり質問をさせていただきます。まず、最初は二子池の話ですが、今、ため池として使われていますが、そのため池の 1 年間の水位の変化のデータはお持ちでしょうか。

事業者：水位は継続して取っておりますので、あります。

委員 B：あるのですね。

事業者：あります。

委員 B：それを基にして、5m という数字が出てきたということですか。

事業者：高さを 5m 上げるということですね。5m の基準は現況の満水位といえますか、現況の余水吐けがあって、その敷居高から 5m 上げるということです。

委員B：水位の変化というのは、雨水によるものか、地下水によるものか、どうお考えですか。雨水は確実にあると思いますが、地下水が湧出しているということは、考えられているのかどうか。

事業者：現況の余水吐けよりも水位が下がった時に、その下がった原因は地元の方が使われたのか、或いは池の水が浸透してなくなったのか、というところもあると。

委員B：浸透も考えるのですか。そういうことはデータとして残っているわけですか。

事業者：現状のこれまでの水位の変化は十分、計測して1年以上しっかりとらえています。

委員B：その原因はどうか、と聞いているのです。使うのは分かりますが。増えたり減ったりするのは使うのが主だと思うのですが、雨水で増えるとか地下水で増えるとかの加減はどうか。

事業者：その点については増えるのですが、常に満水状態になっておりまして、それほど変化がない。水位を計っている状況ですと、それほど雨も効いてきてなく、常に満水状態でのすので、地下に浸透しているとは思えない。見ていただいたように、下に岩盤層があると思いますので、そういった意味では地下への浸透はそれほどないと。

委員B：ここで、下にコンクリ張りをされると聞いたのですが、その場合、そこに住んでいる底生生物というのは調査される予定ですか。されないのですか。非常に重要なところだと思いますが。

事業者：実は、この地盤は岩盤とお聞きしていて、おそらく浸透しないのではないかと考えていて、今、開発の基準のところでは浸透するものでは駄目だということで、防災的なコンクリートを打つべきとご指導をいただいているのですが、出来れば今回自然と調和したりだとか、自然環境を残したいという観点で行くと、あまりコンクリートを打ちたくないなという思いもあって、いいアイデアとかご指導いただいて、浸透しないという事を証明できるような調査をして、出来ればコンクリを打たずにやりたいなという思いがありまして、逆にそのあたりご指導いただければということをして……。あるいは、調査費をかけてでもそういったアイデアをもって、これまでの従来型のただの開発じゃなくて、自然と調和したようなモデルチェンジが出来ればなということも、思いはありますので、またご指導いただきたいと思います。

委員B：もう一点、これは地質の関係なのですが、P492とP493のところ、もう少ししっかりと岩石を見てもらわないと、非常に誤ったことになるかと思います。写真8. 8-3、これは本当なのですか、と私は思いました。写真。そういうところですね、十分気をつけていただいて、すべての事にあたって頂きたいと思います。

事業者：ご指摘ありがとうございます。

委員C：私、この準備書の連絡が来たとき非常にビックリしまして。と言いますのは、方法書の審議をして、知事意見が出たのが2月くらいだったと思います。この準備書の一番、最初の所の環境影響評価の手続きの流れ（概要）、これは三重県環境影響評価条例に基づく

手続きを示していると思いますが、知事意見が 2 月に出て、本書が出ている訳ですが、その間の期間が非常に短いわけですよね。これはどういう事かなと思いました。それで、準備書の調査の実施期間を調べてみると、ほとんどの項目においては、方法書の送付の段階で調査が終わっている、これはどういうことなのか。この準備書ってというのが、そもそも環境影響評価条例に基づいた準備書で、今やっていることが環境影響評価条例に基づいた手続きなのかなってというのが前から疑問でして、これについてはっきりさせていただきたいと思います。

事業者：ご指摘いただいた、調査時期の問題なのですが、これにつきましては、事業の開始に備えて、先行して調査をさせていただくのですが、その時に、例えば、方法書の段階で調査手法等に、その調査手法では駄目だということになれば、追加してその後で当然、調査を行うのですが、我々の経験上、専門の方の意見を聞きながら、こういう調査が必要だというのを整理しまして、事前に調査させていただいています。それに基づいて、方法書、本来の、先生がおっしゃることは、非常によくわかりますが、調査の検討を踏まえて、例えば先行してやってしまいますので、当然後から、やっぱりこれじゃ駄目だと言われたら、当然やり直しも、そのリスクも当然踏まえて我々調査をさせていただいていますので、そういったところで先生が仰ったように、方法書が後じゃないかっていうのは、非常にわかるのですが、やり方としては間違っていないやり方で行って、もしご指摘を受ければその都度、そこに変更をかけて、もしそれが、もっと後ろへずれるようなら全体的に工程をずらすことも伺っておりますので、なかなか時期の調整等についてはありますが、やり方としては間違っていないかと。

委員 C：私は方法書の審議の段階の時にいろいろ意見を言わせていただいて、こういう風にさせていただきたいと方法に関して言った時に、「わかりました。そうします。」と言われますが、もう終わっていますとは一度も聞いたことがないです。その点についてはどうお考えですか。

事業者：確かに、終わっていないという風に関しましては、その辺は……。ご指摘いただいたことに対して、何か不備があれば、その点、また、それに基づいて調査を行わせていただくことは、当然考えておりますし、そのときっちり、もう終わっているんですって報告しなかったということに対しては、申し訳ないと思います。

委員 C：例えば、「猛禽類の調査地点が事業予定地の外ばかりにあるのはどうしてですか。」と私は聞いた時にですね、「見通しが良い所を選んでいると。もちろん、もし見通しが悪かった場合には、調査地内の他にも予定を。」と言われましたけども、私の記憶では、でも、その時には終わっていたというのは、何と言いますか、私は何のためにあれをやっていたのかなと思わざるを得ない。

事業者：そこで、先生の言われた事に対して、当然こちらの方に不備があれば、やり直すことも出来ると当然考えておりますので……。

委員 C：猛禽類に関しては、斜面、地面であるとか、上空も含めて見えていないところが

やはりあるみたいなんですよね、この図では。私の意見をもし入れていただければ、調査地点を一つ増やして、全域をカバーするというものになったと思うんですね。

事業者：ご指摘ありがとうございます。猛禽類につきましての話だけをさせていただきますと、視野図を見ていただくと、確かに定点から見る地点としては、見えないところもあったりもするんですけど、そういったものに関してはもちろん出現状況に応じて見えない所に関しては移動定点とか、その活用をしながらカバーをするという方法を取っております。そういった形で、猛禽類の章を見ていただいても、これだけの精度のものが記録としてあがっているということで、調査としては問題のない結果になっていると思っております。計画地の中に調査地を置かない理由につきましては、先般、方法書の時にもお話しさせていただきましたように、猛禽類の調査は近すぎると見えない状況があります。なので、離れた所から見ないと猛禽類の個々の行動が見えませんが、基本、外から見て、どの辺を主に利用するかということ把握して、それが営巣に繋がるものであればそれはもちろん営巣の中の林内踏査等の調査を実施したりとか、そういうことをしながら把握に努めていく方法になりますので、基本、外から見るというのは、猛禽類の場合は原則になると考えております。

委員C：基本、外から見るのは原則だというのは前回も理解したつもりですけど、カバー出来てないところがあるという事に関して、例えば、調査地点を一つ別の所にするとか、そういう風な事を方法書段階でまだ調査をしていなかったら、柔軟に対応出来ることだと思うんですよ。もし審議の段階で調査が始まっていなかったら、今週のトラップでは、糞のトラップを一つ増やしますとか、それは造作ないことだけでも、もう終わっているとなると柔軟に対応できない。コストすごくかかりますから。それってあたりまえの事だと思うんですよね。だから後から不備があれば対応しますって言いますが、実際には調査が終わってれば、それはしにくい事なんです。当然そうだと思います。

事業者：ご指摘、本当に申し訳ございません。事業者としてですね、先行して出来ることをと、お聞きしていたのですが、まさしく先生がおっしゃる通りですね、もっとわかりやすくやっていることはやっていると、終わっていることは終わっているということを申し上げたうえで、ご判断ご指導いただくべきだと思いますので、反省点として、もうこのような事が無いように対応させていただきます。本当に申し訳ございません。気を付けていきます。

委員C：念のためにお聞きしたいのですが、県としては、これは良いということなんですか。

事務局：あくまで県の条例の規定としては、先行調査が禁止されているわけではありませんので、駄目ではないという形になります。

委員C：禁止されていないのはわかりますけども、実施する流れが明記されているわけですね。県のHPにも同じようなのが載っています。全然違う順番だっていうのは、それでも良いのですかって聞いているんですよ。良いかどうか聞いているんですよ。

事務局：今までも同じような例があったように記憶しております。委員のご指摘の、良いのかどうかということですが、今のやり取りを聞いていて、極力こういうことは避けるべきじゃないかなという印象を持ちました。ここで今、即答するというよりも、持ち帰って過去の例を見ながら、どういう形で考えていくのか改めてメール等でお返事を差し上げたいと思いますけども、今の印象としましては、禁止はされていないけれども、それが適切かという、極力避けるべきだなという印象を持っております。十分ではないかもしれませんが、もう少し踏み込んで申し上げますと、今後のやり方について、十分考えるべきだと思います。

委員C：ありがとうございます。少なくとも今後受け付ける物に関して、こういったことがないようにしていただきたいと思います。それで、時間かかってしまいましたけども、どうもよくわからないので、一応アセスだということにして、少しだけお時間使わせてください。一つはやっぱり二子池の事です。さっきもちょっと言われました通り、これやっぱりコンクリートでまわり 5m の高さで固めて、誰が喜ぶのかということ非常に強く感じます。実際保全の所で見てみましても、動物の保全、重要な種、オシドリですけども、渡来の時期を回避した工事の実施によって保全出来るのか。このように事業者さんが言っておられる訳ですから。確かに水を抜くのを夏とか秋とかにされたとしても、その後高さが満水から 5m 上までコンクリートで固めたところにオシドリが来るかっていうことです。オシドリはいろいろご指摘、本編にも書いてありますけれども、やっぱりまわりが非常に古い広葉樹林というような水面を好むわけですよ。それでコンクリかい。やっぱりどうしても思わざるを得ないですね。ですから、やっぱり、こんなの抜け道かもしれませんけども、例えばこんな上流って新しく水入ってこないわけですよ。この流水域の水がこの事業によってぶれたりしないですよ。或いは、排水が入って来るわけもないですね。むしろ減るくらいだと思いますけど。それでなんでそんなことしやなあかんのかな。例えば二子池の集水域もこの事業で直接変えてない部分を事業範囲から外してしまえばいいとか、そんなことを考えます。県とよく相談していただけたらなと思います。本当に。やっぱり事業者さんとしても、オシドリが来る池があるかないかでいったらねえ。それはある方が良いに決まっていますもんね。

事業者：先生がおっしゃる通りでして、ただ県さんから防災の観点から厳しいとおっしゃっておられるので、何かいいアイデアを先生方のノウハウというか、防災にも大丈夫、どう岩盤だからということが証明出来たりだとか、我々もそこに対して調査をかけたりとか出来ればと思っておりますので、継続してここは頑張って、出来るだけ頑張りたいと思っています。ご指導ください。

委員C：よろしく申し上げます。

事業者：今先生の方からご指摘と言いますか、アドバイスがありました、例えば二子池を排水量から抜いてしまう案とかですね、或いは二子池の隣の沢にポンプアップして別の調整池を造るとか、いろんな案を三重県さんと協議をしまして、いずれもですね、例え

ば排水エリアから抜くという事は、残された区画エリアの中に小さな池を分散化させたり、或いは大きなものを一つ地下に造るとか、いろんな案を考えたんですが、どうしても今の土地利用計画が上手くいかなくなったりとか、費用が極めて大きくなる、地下に大きなプールを造らないといけないとか、そういったところでハードルがあってですね、中では苦肉の策としてコンクリートを張ってですね、開発申請を通すというところに考えがおよんでいる状況です。

委員C：このことに関して、事業者はまったく悪くないと思いますけど、そこを外したら、二子池は元々この事業によって何か水が入って来るところではないわけですね。そこを外したからと言って、その分の調整池を事業区内に造るなんてことはおかしな話ですよ。理屈自体はよくわかっていませんけれども、全体でこれだけ造ればいいですみたいなことであれば、それはやっぱりおかしな話だと思います。

事業者：先生、すみません。一点だけ。非常に些細なことではあるのですが、先ほど予測内容について言及がありまして、先生の方からオシドリに関しまして、議事録に残る事でもありますので正確を期しておきたいのですが、私どもがこの準備書を作成させていただいた時点では、5mのコンクリ張りを全面するという計画ではございませんでしたので、そうではない、あくまで堰堤の高さだけで水位は上昇すると。だから周辺の森林は自然のまま残っている状態での予測ですので、そこだけ申し訳ございませんが訂正だけさせていただきます。

委員C：そういう風に思います。もう一点だけ、生き物を移植しますよね。例えば水生生物ですかね。溜池に移植したりとか、ゴミムシダマシだったら、また別の斜面に移植したりとかありますが、移植先はどんなところなのかなと思うのですが、何かご存じですか。

事業者：私も全て現地を踏査しているわけではないのですが、実際現地を歩いた者の現況をみた感想と、あとは植生図等から判断している場所という事になります。当然ながら移植にあたっては、その場所が適正かどうか、先ほど幹事さんの意見としても環境収容力というご意見ご指摘があったと思いますけども、その部分をしっかり植生であったり、現在どんな種類が居るのか、移植することによって現存している重要種を改変するようなことがあってはいけませんし、出来るだけ定着があがるような形で、移植の前には必ず現地を調べさせていただくと。それも合わせて、事後調査報告書の中では載せていただくような形としたいと思っております。

委員C：つまり、現状ではまだわかっていないという。

事業者：そうですね。わかっている部分もありますけども、詳細な現況調査以上の移植のための調査というのはしていませんので、それは今後やっていくということで。

委員C：よろしくをお願いします。特に水生生物に関しては、新しく作る調整池なんかを上手に使えばいいのになと、他の事業でも常に思っていて、何か調整池にもそういった自然があるようなことなど、工夫していただけたらなと思っております。

委員D：二子池について確認なのですが、現地調査に行ったときに、水を全部抜いてしまうという話ですが、それはコンクリートを底まで打たなきゃいけないから水を一旦抜くということですよ。もしコンクリートを打たなきゃ水を抜かなくて済む。そのまま今の状態をキープ出来るという感じですか。

事業者：その通りでございます。

委員D：では、やっぱり、そこ検討しないとイケないですね。

事業者：そこは我々知識不足で、専門の先生方に今の現状が発破をかけないといけないような岩盤なので、大丈夫だよってというようなことを証明出来るような事とかですね、県さんのご指導もいただきながら、先生の知恵も借りながら出来ればなっていう思いもあったりなんかしております。

委員D：わかりました。ちょっと視点が変わりますが、松阪の方から国道42号線をずっと南に下ってきますと、ちょうど多気インターから、シャープの前あたり過ぎて、多気インターの所から向こうは急に暗くなります。全体的に照明が少なくなって、山とか、民家も非常に少ない状況なのですけれども、その中でこのような大きな施設を造って、当然ながら照明を入れると、ある程度そこを考えないとその部分だけがものすごい通常の街の中の光の中にこういう施設を造るというのは、全然違う影響を生物が受けるというふうに考えます。昆虫用の低誘虫性の照明とか遮光板とかを採用して寄らないようにするという事なのですが、そのような自然環境とのギャップがある中で、ただ単純に都市部での誘虫性とか照明を落とすとかというような考え方では自然調和しないと私は思いますが、その辺のお考えを聞かせてください。特に人が来る施設なので、ある程度明るくしなきゃいけないっていうのがあると思うのですが、そのあたりをちょっと。

事業者：環境アセスメント根本の考え方の部分にもなるかもしれないですが、いかにして事業のインパクトをゼロに近づけるかというふうになるかと思うのですが、この事業、先生がおっしゃった通り商業施設という性質上、限りなくゼロに近づけるってなかなか難しいわけで、その中で今、考え得る配慮として低誘虫性の照明だったり、遮光板とか、過去に実例のあるようなもの、他の事例を見まして、このような措置を検討させていただいたのですが、もし、そのあたりもここにいらっしゃる先生方の専門的な知識で、新しい素材でありましたり、有効な策があれば取り入れていきたいと考えていますし、今後も実際施工主とそうした文献とか資料というのは探していきたいと考えております。

委員D：低誘虫性だけではなくて、上手く遮光するという事が大切になってくると思うのです。だから遮光の仕方というか、まわりの事業施設よりも外側に対しての絶対的な光量を減らすっていうようなことを考えていかないと、かなり攪乱するのではないかとこのように思います。それと虫だけじゃなくて当然ながら明るくすると鳥も夜中影響を受けると思うのです。鳥に対する照明の評価っていうのはしなくてよろしいのでしょうか。

事業者：フクロウとか、特に夜行性の鳥に関してはそのあたり言及はしているつもりなのですが、そのほか個々の一般種等で一つ一つどういった影響が想定されるかというところ

までは出てはおりませんが。

委員D：特にもともと真っ暗なところなので、その辺かなり自然と調和するっていうことがこの事業の目的だとすれば、そこら辺をよく考えないと、一方で約束かつ、こうやっているのだけど、こんな明るい施設造ったらいろんな野生生物を攪乱するよねっていう評価をまわりからされると、せっかくそういう良いコンセプトも全部消えてしまうように思うのですが。

事業者：ご指摘ありがとうございます。私もあまり明るいのが好きではなくて、今の菰野町の施設も暗い暗いって苦情が来て、キャンドルが好きでキャンドルを置いて、アンケートが一番多いのが、こけたらどうするんだっていうのなんです実は。今回は建築を設計している者も、すごく明るいのが嫌いでして、けど最低限人が転ばないというのを確保しながら、あまりケバケバしいのはしたくなくて、今日のポイントとして、鳥だとか虫だとかそういうのも考慮することを設計士に伝えて、いいアイデアを出して、前向きに検討したいと思います。

委員D：よろしくをお願いします。LEDなんかかなり遠くまで飛びますので、特に上方向ですね。気を付けていただきたいと思います。

委員E：三つほどお願いします。一つですが、一番わかりやすいのが P452 かと思うのですが、三つ、H1 から H3 までの沈砂池があるのですが、H2 でちょっと気になるのが、このエリアからくるのが、温浴施設、薬草の所、あとは触れ合いの動物が居るところですかね。その水が来るのが H2。

事業者：これは工事中の。

委員E：工事中のですか。

事業者：あくまで工事中ですので、そのような排水は一切こちらには流れない。

委員E：ああ、そうですか。薬草とかが植わっている所の水って、どういうふうに流れていくのですか。温浴施設も温水が川に影響しないようにとかと意見があるのですが、温浴施設とか薬草がいっぱい植わるような所、そういったところの排水はどこに流れていくのですか。

事業者：温浴施設の関係の排水につきましては、一度、排水処理施設を通しますので、佐奈川ですね。

委員E：佐奈川に。北の方ですね。

事業者：そうです。処理排水として。

委員E：気になったのが、アセスの水質っていう、水生生物や魚に影響する水質の項目の中には入ってないのですが、薬草から出てくる、例えば環境ホルモン様物質みたいな薬草を植えるのか、あるいはニオイですね、薬草と言うと、我々の嗅覚よりも魚の嗅覚は、mol オーダーで、オーダー10の数乗でいくと3~5 オーダー位高いわけなんですね。そういった嗅覚刺激物質って言いますか、そういったものが薬草とかに入っていると、生息してい

る生き物、水生生物っていうものが忌避する。そういうことがあるので、水質っていうアセスの（項目）中に入らないかもしれませんが、そういったアセスの中では出てこないのかもしれませんが、こういった薬草から水の中に出る臭い、そういうのが気になりました。

事業者：すみません。そこまで深く……、だったのですが、植物だから農業だから大丈夫だと思っていましたが、今の話で初めて知りました。ロートさんだとか専門の方に報告して、対策というか、対応いたします。

委員E：ありがとうございます。もう一つは、にわとりや牛を飼って不特定多数の人が触れ合える場所になると思うのですが、防疫というんですかね。毎年のように病気、疫病が出ているじゃないですか。そういった防疫対策についてどういった方法を。

事業者：これは私も表現の仕方があれでして、触れ合いをさせるということではなくて、遠目に見えるくらいで、実際は鳥たちを大事にして、子供と遊ばすとか、そんなストレスをかける……、そういう観点はなくて、できればオーガニックのことがやりたいなという観点で、あんまり近づけない、人に触れさせたり、逆にしないようなコンセプトで思っておりますので。

委員E：わかりました。近くにコケコッコ共和国が……。

事業者：ええ。仲良くしようと思っています。

委員E：もう一つ、委員の先生方からの意見が興味深くて、今日視察行って、国道沿いにあった事業買収まで出来なかったっていうところ、よく水族館なんかも、葛西水族館さんを例に挙げると恐縮かもしれないですが、本館の方よりも屋外にあって無料で触れ合える場所にある淡水魚を放置している水槽の方が人気があるんですよ、実は。そういった意味であそこにあれだけ石を取り除いた所の更地になったとこがあれになったのだろうと先生方がおっしゃるのですが、ということは、あそこにあれだけの生き物、本当に自然の教育が出来るような場所があのようにほったらかしで出来るのであれば、あそこにはそういった秘めた力があるんだと思ったんですね。そうであれば、ああいう所を改変していくのであれば、例えば駐車場の周りに、今日みたいなどころではなく、もう少し手入れして、小さいトンボがいっぱい飛ぶような、そういったものも施設の商用施設の中の人工的な環境教育ではなくて、もうちょっと周辺に、そういった優しい自然を残してほしいなって、そういった意見というか感想です。

事業者：ありがとうございます。今回生物多様性を体験できるような、触らなくて、残った自然を歩いて観察できるような、そんなことをしたいなと思っておりますので、そんなことを実現したいなと思って計画はしております。

委員E：何件かのアセスを他の県さんでもやらせてもらっているのですが、アセスをやる時においては、改変してどれだけ影響して、ギリギリまで低減するみたいな、影響を低減するというようなやり方をやっているのが多いと思うのですが、プラスに転じるような、生き物が更に増える環境がプラスになるような、そういったモデルケースを、三重県で作っていただきたいと思うので、そういった事業にしてください。

事業者：目指したいと思いますので。

委員長：ありがとうございました。それでは今日ご欠席の委員の先生から何かご質問等ございましたら披露してください。

事務局：それでは紹介させていただきます。本日欠席されています、委員Fからコメントを頂いております。三点頂いております、一つが、発破作業による騒音・振動は短時間であるが、影響は大きいと考えられるため、発破作業の計画をあらかじめ周辺の自治会等へ連絡するなどの対応を検討してください。二つ目ですけれども、準備書の P353 の表 8-2-30 において、環境基準を上回る数値が出ております。付近に住居は無く影響は少ないと考えられますが、低減をはかるよう検討をしてください。三点目としましては、準備書 P321 から P322 表 8-2-5 (1) ～ (4) では、環境基準を超える騒音レベルが実測値として掲載されています。環境基準が満たされるよう、関係自治体や道路管理者へ働きかけをしていただくと良いかと思っております。以上三点をコメントとして頂いております。